

## 議案第22号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立農村総合研修所）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平井伸治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立農村総合研修所
- 2 指定管理者 鳥取市末広温泉町723番地  
鳥取県農業協同組合中央会  
代表理事長 栗原隆政
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理由 農村総合研修所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県農業協同組合中央会を指定管理者として指定しようとするものである。